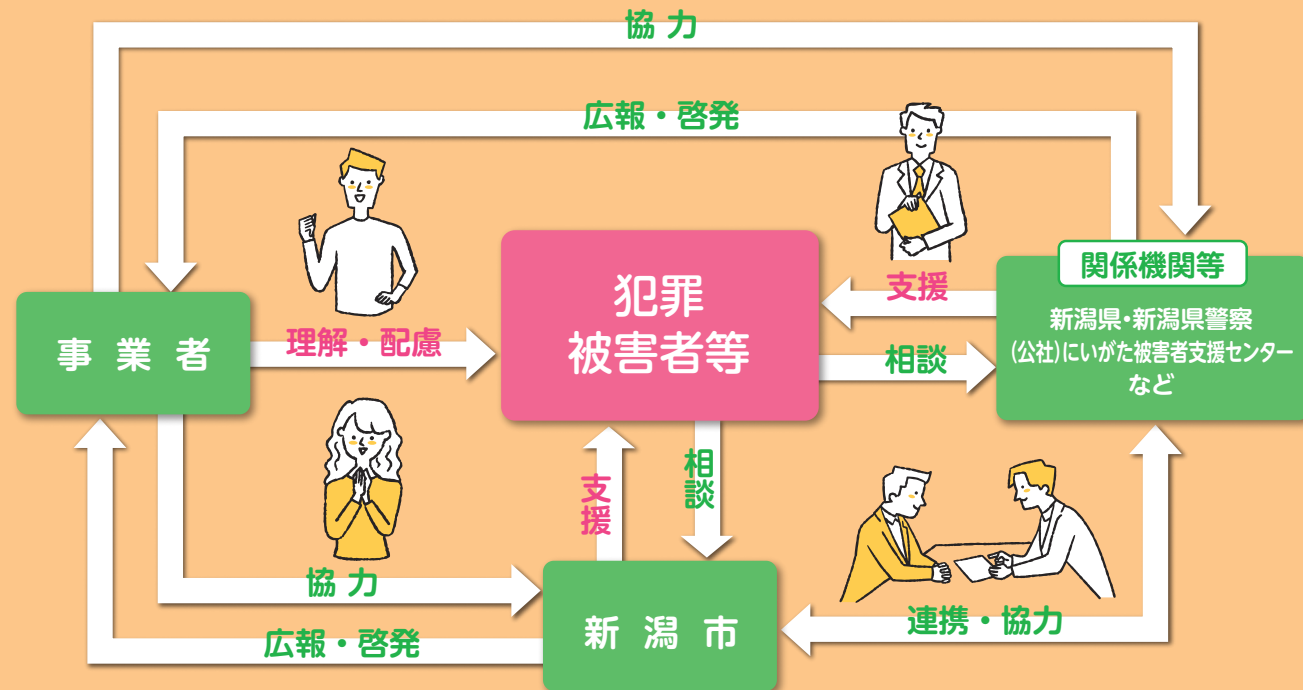


犯罪被害者等支援のしくみ



相談窓口

名 称	電話番号	受付時間
(公社)にいがた被害者支援センター	025-281-7870	月～金曜 午前10時～午後4時 ※祝日・年末年始除く
性暴力被害者支援センターにいがた	#8891 または 025-281-1020	24時間対応

新潟市の主な支援事業

①



犯罪被害者等 支援総合窓口

(第13条)

犯罪被害にあわれた方などからの相談に対応し、各種支援制度の情報提供や関係機関等を紹介します。

②



カウンセリング 費用の助成

(第14条)*

犯罪被害による心理的外傷や深刻な精神的不調に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用を助成します。

上限額：15万円

③



転居費用の 助成

(第17条)*

犯罪被害により現在の住居に居住できなくなった場合に、新たな住居へ転居するためにかった費用(運送費用、敷金、礼金など)を助成します。

上限額：20万円
(1回まで)

④



見舞金の 支給

(第19条)*

犯罪被害により亡くなられた方のご遺族や、重傷病を負った被害者本人に対して見舞金を支給します。

遺族見舞金：30万円
重傷病見舞金：10万円

⑤



資金の 貸付け

(第19条)*

犯罪被害により資金を必要とする方に対し、無利子で資金を貸し付けます。

上限額：50万円

※②～⑤は人の生命や身体を害する罪に当たる故意の犯罪行為による死亡や重傷病の被害が対象となります。
その他要件がありますので、詳細は下記問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ・相談先

新潟市 市民生活部 市民生活課 安心・安全推進室(犯罪被害者等支援総合窓口)
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 ※祝日・年末年始を除く
電話:025-226-1113 / FAX:025-223-8775 / E-mail:shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp

事業者の皆さまへ

犯罪被害にあわれた従業員の方への 理解と支援について



多くの方が犯罪被害について他人事のように考えてしまいがちですが、誰もが突然、犯罪被害にあう可能性があります。

犯罪被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族(犯罪被害者等)を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため「**新潟市犯罪被害者等支援条例**」を制定しました。



令和4年8月1日施行

新潟市犯罪被害者等支援条例

条例の基本理念

- 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- 二次的被害及び再被害が生ずることがないように十分配慮すること
- 犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に支援すること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること

事業者の責務 (条例第6条)

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- 二次的被害への配慮、犯罪被害者等支援に関する施策への協力
- 犯罪被害者等の雇用及び勤務への十分な配慮



本条例の詳細はこちらから新潟市ホームページをご覧ください。



犯罪被害者等はどのような状況に置かれるのでしょうか？

犯罪被害者等は、直接的な被害に加えて、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動などによる二次的被害に苦しめられることも少なくありません。

直接的被害

- 生命を奪われる、家族を失う
- ケガや障がいを負う
- 財産を奪われる など

生活上の問題

- 心身への影響
(精神的ショックや身体的不調)
- 経済的な困窮
(生計維持者を失う、失職・転職、医療費・介護費用の負担、転居費用の負担など)

二次的被害

- 周囲の心ない言動、偏見、誹謗中傷、過剰な取材等による精神的苦痛 など

再被害

- 加害者からの更なる被害への不安や恐怖 など

捜査・裁判への対応

- 精神的・時間的・身体的な負担や苦痛
- 訴訟・弁護士費用の負担 など



職場での影響はどのようなものがあるのでしょうか？

事件後生じる心身の不調を治療するための通院、さらには捜査や裁判手続きによる時間的な拘束などにより仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

例えば…

- 通院及び捜査・裁判手続きのための欠勤
- 心身の不調による業務への支障 など



事業者の皆さまにご協力をお願いしたいこと

このような犯罪被害者等の置かれる状況を理解し、被害を軽減するために職場ではどのようなことができるでしょうか？犯罪被害者等が被害にあう前と同じように働くことができるよう、次のような取組みにご協力をお願いいたします。

犯罪被害者等に対する理解

犯罪被害者等は、前述のように、生命を奪われる・家族を失う、けがをするなどの直接的な被害だけでなく、被害後は心身への影響や経済的な困窮など様々な問題に苦しめられることがあります。

犯罪被害者等が置かれる状況や支援の必要性について従業員に周知し、犯罪被害者等に対する理解が進むようご協力をお願いいたします。



二次的被害が生じないような配慮

周囲の配慮に欠ける言動や誹謗中傷などによる二次的被害を防ぐため、犯罪被害者等に寄り添った言動を心がけていただくようお願いいたします。



例えば…

- 普段通りあいさつや声をかけるなど、被害前と同じように接する
- 犯罪被害者等の話をじっくり聴き、気持ちに寄り添う など



こんな言葉に気をつけましょう

- そのとき〇〇していればよかったのに
- 他にもっと大変な目にあった人がいるよ
- 時間が解決してくれるよ など



職場環境の整備

犯罪被害者等が被害にあう前と同じように働くことができるよう、事業者の皆さまには職務内容や勤務体制、休暇制度など職場環境の整備に特段の配慮をいただくようお願いいたします。その際に、犯罪被害者等が置かれている状況について理解を深めるよう職場内で十分に話し合われることが重要です。

例えば…

- 状況に応じて、配置転換や職務内容の変更、時短勤務の活用などについて検討・調整する
- 病気休暇など特別な休暇制度を犯罪被害者等も含めて活用できるようにする

